



高知広域都市計画総括図

6

※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、  
令和6年3月現在のものとす。

令和6年3月現在のものです。  
※この総括図は、おおむねの区分

※この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、  
都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)  
で確認することが必要です。詳細については高知県土木部  
都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

## 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	第四種住居地域	準工業地域	工業専用地域
建てられる用途	○	○	○	○	○	○
建てられない用途	○	○	○	○	○	○